

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定によつて、備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業について換地処分の届出があつた。

令和五年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦